

# 農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費補助金交付要綱

令和元年5月30日付け農計第76号

## 第1 趣旨

知事は、本県の農業産出額の拡大に向け、農業経営体の生産拠点の広域化等による規模拡大を促進するため、農業生産拠点の広域化計画策定支援事業を実施する農業経営体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「農業経営体」とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の要件に適合する農地所有適格法人をいう。
- (2) この要綱において、「農業生産拠点の広域化計画策定支援事業」とは、農業経営体が生産拡大を図るため、生産拠点の広域化等による規模拡大を目的に行う農地の基盤整備事業の実施に必要な計画策定及び調査を行う事業をいう。
- (3) この要綱において、「農地の基盤整備事業」とは、農林水産省農村振興局が所管する農業農村整備事業及び農業農村整備関連事業をいう。

## 第3 補助の対象及び補助率

### (1) 補助の対象

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業に要する以下の経費のうち委託費及び役員費

- ア 事業計画の策定
- イ 事業計画の策定に必要な調査
- ウ 事業計画に必要な書類等の作成

### (2) 補助率

(1) に掲げる経費の2分の1以内

## 第4 交付の申請

### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の施行場所を変更しようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の30%を超える変更をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書 (様式第5号)
- イ 変更事業計画書 (様式第2号)
- ウ 変更収支予算書 (様式第3号)

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第6号)
- イ 事業実績書 (様式第2号)
- ウ 収支決算書 (様式第3号)

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部

請求書 (様式第7号)

- (2) 提出期限

補助金の交付を確定する旨の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

- (1) 提出書類 各1部

- ア 概算払請求書 (様式第7号)
- イ 資金状況調べ (様式第4号)

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 (以下「消費税仕入控除税額」という。) がある場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等 (消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額 ( (1) により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を補助金額から減額して報告すること。

- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2) に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）には、その金額（（1）または（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 第11 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。

##### 附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 様

所在地  
名称

代表者氏名 印

年度において農業生産拠点の広域化計画策定支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円  
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入れ控除税額等) (補助金額)  
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

(3) 事業の着手予定日 年 月 日

(4) 事業の完了予定日 年 月 日

(5) 添付書類

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）  
（農業生産拠点の広域化計画策定支援事業）

事業の区分	事業費	事業内容	備考
事業計画の策定  事業計画の策定に必要な調査  事業計画に必要な書類等の作成	円		
計			

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
事業計画の策定	円	円	円	円	
事業計画の策定 に必要な調査					
事業計画に必要な 書類等の作成					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
事業計画の策定	円	円	円	円	
事業計画の策定 に必要な調査					
事業計画に必要な 書類等の作成					
計					

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

農業生産拠点の広域化計画策定支援事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 様

所在地  
名称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業生産拠点の広域化計画策定支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容



様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 年 月 日 号

静岡県知事 様

所 在 地  
名 称

代 表 者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた農業生産拠点の広域化計画策定支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた農業生産拠点の広域化計画策定支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 様

所 在 地  
名 称

代 表 者 氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第 8 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 年 月 日 号

静岡県知事 様

所在地  
名称  
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費補助金について、農業生産拠点の広域化計画策定支援事業費補助金交付要綱第 10 の (3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 静岡県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                            | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                    | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                                     | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載<br>[ ]      |   |   |
| 6 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載<br>[ ]            |   |   |

注) その他参考となる資料を添付すること。